

(別紙)

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

太良町長 永淵 孝幸



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

太良町全域（多良地区および大浦地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	13 経営体
個人	236 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

生産性の高い農地利用形態の実現のため、リタイアする農業者の優良農地を機構事業により確保し、担い手への集積を進める。また、機構事業を効率的に推進するため、当該事業の周知を徹底するとともに、リタイアする農業者の情報収集に努める。

6. 地域農業の将来のあり方

生産品目の明確化については、今後、優良品種について地域を取りまとめて産地化を図っていく。

生産品目の複合化、6 次産業化、高付加価値化等の取り組みについては、個々の農業者の経営判断により、明確なビジョンを持って多角的に取り組んでいく。

新規就農の促進については、将来の担い手の確保のため、地域全体で育成・支援する。